平成２２年（フ）第２８８号
新潟県五泉市旭町５番29号　布施ＡＰ206
債務者　吉田　清子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３０７号
新潟市秋葉区新津本町２丁目14番12号
債務者　神田ミワ子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３３３号
新潟市中央区長潟804番地１
債務者　井口美智子（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第９８１９号
大阪府門真市大字ひえ島65番地の１
債務者　佐々木恭子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０６５号
大阪府寝屋川市国松町19番17号、申立時の住所大阪府寝屋川市高柳６丁目13番28号
債務者　池内　美佳
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２１１号
大阪府枚方市東船橋２丁目41番地の１　305
債務者　西本絵里奈
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６１９号
大阪府守口市藤田町３丁目４番16号
債務者　山内　和子（旧姓築城）
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９１０号
大阪府豊中市桜の町２丁目６番18号
債務者　音田　紘志
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０８７号
大阪府八尾市北本町３丁目11番19号
債務者　重友　克邦
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１０５号
大阪府枚方市走谷１―11―12―306、住民票上の住所堺市堺区高砂町２丁47番地２　アインス阪田201号
債務者　松浦　広純
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１１０号
大阪市城東区野江３丁目25番６号マンションジュライ402
債務者　清水　　舞
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１１１号
大阪府枚方市香里ケ丘３丁目16番地　８―606
債務者　笠松　秀朗
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１２７号
大阪府池田市宇保町12番22号
債務者　大畑　眞美
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１５１号
大阪府守口市藤田町５―22―10サンクタス守口大和田レジデンス102号、住民票上の住所大阪府豊能郡豊能町希望ケ丘３丁目13番地の16
債務者　達家　善明
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１７６号
大阪市城東区東中浜９丁目10番２号
債務者　村西ガラスこと　村西　眞吉
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２９４号
大阪市住吉区帝塚山中４丁目１番10号カルデブランカ帝塚山305号
債務者　宮田　隆博
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３９０号
大阪府寝屋川市上神田１―31―３　第３八幸マンション201号室
債務者　一瀬　洋二
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部